7．個人向け無担保無保証貸付以外の貸付け広告に関する留意事項

法第15条及び第16条を遵守した対応はもとより、規則の趣旨を踏まえた対応をするように留意し、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

Ⅲ．誇大広告の禁止等に関する基準

1．誇大広告の禁止等

貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。（法第16条第１項）

なお、「著しく事実に相違する表示」、「実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示」とは、広告として一般に通常人が事実に著しく相違する、又は著しく有利と判断するものをいい、実際にその誇大広告によって、事実誤認や有利誤認をしたか否かを問わない。

その他、法及び施行規則、並びに規則で定める表示してはならない表現等については、個別かつ具体的に、規模や業態に応じて判断する必要があるが、広告により提供される情報が、資金需要者等の商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、「２．」以下の例示を参考に、各項目の規制の趣旨に反する表現をしてはならない。

2．資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明（法第16条第２項第１号）

この規定は、提供条件が限られた商品（金利帯も含む）にもかかわらず、資金需要者がそれを通常提供される商品と誤認するような表示や、それぞれの商品が適用になる顧客の条件等の内容において、実際と異なる表示やあいまいな表示などを行うことにより、資金需要者等に誤解を生じさせることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば以下の表現が考えられる。

例）ア　○○ローン特別低利融資実施中
イ　短期間無利息融資又は短期間超低利融資（※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
ウ　記念特融中
エ　特別優遇・優遇金利
（※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可）
オ　○○日間のみ年利○○%でご融資
（※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
カ　金利引下げ、お安くなりました
（※実施時期、旧料率の表示がなく、事実に反するもの）
キ　年率○○.○%～○○.○%
（※下限の金利を著しく強調している表示）

3．他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明（法第16条第２項第２号）

この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば以下の表現が考えられる。

例）ア　他店利用者是非相談
イ　他店利用者大歓迎
ウ　他店利用件数は問題ではありません
エ　今あなたは何件利用していますか
オ　貸出窓口大幅拡大
カ　担保無設定融資（※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可）
キ　切替え・借換え（※住宅ローンの場合は可）
ク　返済でお悩みの方
ケ　多額借入中の方も
コ　借金で困っている方
サ　他店○件以上でも可
シ　他店○○万円以上借入れの方も可
ス　失業中の方
セ　もう歩きまわる必要はありません
ソ　どこの店よりも頼りになる当店に
タ　他店とちがい、いろいろ選べます
チ　他店で断られた方
ツ　借入件数多い方・借入件数が増えている方
テ　支払い金額が多くて困っている方
ト　多重債務一本化
ナ　50万円以上どなたでも
ニ　高金利でお困りの方
ヌ　無理と思う方
ネ　当社で一本化

4．借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明（法第16条第２項第３号）

この規定は、誘引等を目的として、資金需要者がどのような状況に置かれていようと、必要以上に容易に借り入れが可能であると誤認してしまう旨の表示をすることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば以下の表現が考えられる。

①　貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。

例）ア　面倒な手続一切不要
イ　出ます出ます、どーんと貸付け
ウ　ジャンジャン融資
エ　完全融資
オ　無制限貸出し
カ　必ず貸します
キ　100%ご満足
ク　お断りすることはありません
ケ　名刺１枚でご融資ＯＫ
コ　希望額ＯＫ
サ　その場で○○万円
シ　年齢不問
ス　どなたでも貸します
セ　ご夫婦で○○万円
ソ　無条件、無審査で○○万円
タ　ズバリ貸します
チ　借入れができない方・借入れが困難な方
ツ　審査基準が大幅にダウン
テ　職業、件数、残額など一切問いません
ト　当社がだめならあきらめて下さい
ナ　無理と思わず相談下さい
ニ　コンピュータ審査なし（※当店の審査基準に基づいた審査を行っています旨の表示があれば可）
ヌ　簡単審査・簡易審査・即答審査
ネ　即時融資、即答振込
ノ　マイカー給油の間に
ハ　秒速借入・秒速返済
ヒ　借りやすさ№１
フ　大丈夫、なんとかします
ヘ　スピード融資
ホ　即日融資・即日振込
（※申込み時間帯によっては対応できない旨の表記があれば可）
マ　お財布感覚
ミ　何回でも借入れ可能
（※極度方式基本契約であれば可）
ム　お気軽コース
メ　ササッとキャッシング
モ　ラクラクキャッシング
ヤ　大きく借りてイキイキライフ
ユ　簡単・ラクラク・誰にも会わず
（※自動契約機等に関する広告の場合）
ヨ　業界一の簡単キャッシング
ラ　どこよりも簡単
リ　どんな状況でも
ル　○○ローン今月に限り無条件融資

②　債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。

例）ア　ブラック可
イ　無理と思わず相談下さい
ウ　破産歴のある方でも大丈夫
エ　他店で債務整理した方も大歓迎
オ　リセットＯＫ
カ　リセットの方歓迎

③　他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。

表現例は、基準Ⅲ－３を参照

5．公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明（法第16条第２項第４号）

これに抵触するおそれがある表示とは、例えば以下の表現を用いた表示または説明が考えられる。

例）ア　「年金受給者」「年金担保」「年金立替」「年金信用融資」
イ　「恩給」「恩給担保」「恩給立替」
ウ　シルバー（熟年）、高齢者（※収入がある旨を表示すれば可）